

令和3年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：公有財産の維持管理等に係る財務に関する事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項 目	概 要			
資産類型別計画の検討結果について（埼玉県庁舎・公の施設マネジメント方針）【報告書26ページ】	【意見1】県有施設長寿命化設計マニュアル及び施設点検・管理マニュアルの更新を検討すべきである。 これらのマニュアルは、策定から5年以上が経過し、長寿命化の考え方については、時の経過により変化していると考えられるため内容を見直し、更新を検討することが望ましい。	県有施設長寿命化設計マニュアルは令和4年11月に、施設点検・管理マニュアルについては令和5年1月にそれぞれ見直しを行い、内容を更新した。	対応済み	管財課
資産類型別計画の検討結果について（埼玉県庁舎・公の施設マネジメント方針）【報告書27ページ】	【意見2】計画上の設計委託費用について、過去の実績を踏まえて費用算出すべきである。 設計委託費用が修繕合計の10%として計算しているが、過去の実績を踏まえ設定したものと回答があった。今回の監査時に近年の実績値を算出したところ、概ね平均値は8%であり、結果として10%として計算することに妥当性があったと回答を得ているが、今後も定期的に行う計画の見直し時には、当該割合についても過去の実績を算出した上で、設定値が実態から乖離していないかを確認することが望まれる。	5年おきに行う計画の見直しの際に、確認を行う取扱いとした。 ※次期見直しは、令和6年度に行う。	対応済み	管財課
資産類型別計画の検討結果について（埼玉県庁舎・公の施設マネジメント方針）【報告書28ページ】	【意見3】長期保全計画の経過年数について確認すべきである。 長期保全計画について、「経過年数」欄の記載内容は、計画策定からの経過年数であるとのことであった。現在、建築年からの経過年数＝築年数と表記するように修正しているとのことであるが、正しく修正されているか確認できていなければ、確認することが望ましい。	令和3年度中に修正を行った。	対応済み	管財課
資産類型別計画の検討結果について（埼玉県庁舎・公の施設マネジメント方針）【報告書37ページ】	【意見4】未利用資産の売却を進めるべきである。 県の財政確保のためにも、未利用資産の売却を進めるべきである。 平成31年3月時点で、未利用資産が33件延べ面積247,449㎡であったが、令和3年5月時点で、30件延べ面積202,921㎡の未利用資産が残っており、未利用資産が多数残っている状況にある。 現状では未利用地の売却については、埼玉県では庁内での利活用を検討した後に、財産所在市町村に照会しており、希望がなければ、保全するか売却するかを県有資産マネジメント検討委員会で決定し、売却となった場合には、一般競争入札により民間に売却をしている。売却を推進するために、民間への売却の際には、民間の事業者へ広報委託する等、効果的に広報しているとのことである。 しかし、件数が多い状況であり、外部専門家の知見を参考に、より効果的な売却ないし利活用方法を検討していくことが望まれる。	令和4年度に計画的かつ効率的な利活用を図るため、未利用財産のロードマップを作成中、令和4年11月に策定した。 ロードマップ作成にあたり、外部専門家による研修会を開催し、先進事例や処分手法を各財産所管課に紹介するなど、効果的な未利用資産の活用が促進するよう取り組んだ。	対応済み	管財課

令和３年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：公有財産の維持管理等に係る財務に関する事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項 目	概 要			
資産類型別計画の検討結果について（埼玉県庁舎・公の施設マネジメント方針）【報告書37ページ】	【意見５】余裕スペースの有効活用を促進すべきである。各施設での余裕スペースについて、埼玉県にて、集約したウェブサイトなどで広く周知するべきである。 埼玉県庁舎・公の施設マネジメント方針によれば、「施設アセスメント等を通じて施設の余裕スペースの洗い出しを図り、施設内に一定以上の余裕スペースが存在する場合には、近隣の県有施設との集約化など有効利用を検討する。また、行政機関での活用が難しい場合に、民間企業等が余裕スペースを活用できるよう、必要となる手続について整理する。」とある。 現状では、管財課にて余裕スペースを把握しており、各県庁舎に利用状況を照会することで、空き状況を案内しているとのことだが、問い合わせが必要なため、利用者にとっては活用しづらい状況もあると考えられる。余裕スペースの活用を活性化すべく、ウェブサイトなどを用いての広報等を検討すべきである。	現状、コロナ禍もあり、余裕スペースを積極的に開放することが難しい。今後、情勢・状況を鑑みた上で検討する。	その他	管財課
資産類型別計画の検討結果について（教育局資産マネジメント方針）【報告書51ページ】	【意見６】耐震化が未了なものについては、早急に対応するべきである。 川越高等学校で耐震化が未了な部室が使用されていた。県の対応としては、今年度において耐震補強の設計を実施中であり、令和４年度以降に耐震補強工事を予定しているとのことである。安全性及び県有資産総合管理方針との整合性の観点からも早急に対応し、耐震化が完了するまでは使用を見合わせる等の対応が必要であると考える。	耐震化が未了であった川越高校の部室棟については、令和５年２月に工事が完了した。耐震化が未了の建物については、教育活動への影響を考慮し、建物を使用しながら耐震補強工事等を実施していく。	対応中	財務課
資産類型別計画の検討結果について（教育局資産マネジメント方針）【報告書51ページ】	【意見７】教育局資産マネジメント方針の修繕及び改築計画に関する情報を県の関係者にも共有するべきである。 本方針で策定された修繕計画の情報が高等学校の現場職員をはじめ、県の関係者に共有されていなかった。改修及び建替え計画に関する情報を県の関係者とも共有することで本計画の有効性、経済性及び効率性を高めることが出来ると考える。	「教育局資産マネジメント方針」については県HPに公表しているが、個別施設計画については、これまで各施設との十分な共有はなされていなかった。今後は、予算成立後速やかに各施設や関係機関と共有を図り、計画の有効性を高めていく運用に改めた。	対応済み	財務課
資産類型別計画の検討結果について（教育局資産マネジメント方針）【報告書51ページ】	【意見８】今後10年間に耐用年数が65年を超える建物について、安全性及びライフサイクルコストの観点から具体的な計画を策定するべきである。 今後10年間で耐用年数が65年を超える建物は、昭和30年に建築された松山女子高等学校や昭和36年に建築された浦和第一女子高等学校、昭和38年に建築された浦和高等学校をはじめ81棟あるが、本方針の平準化案の中で今後10年間に於いて建替えの計画が策定されているものはない。この理由について県からは、改修することで耐用年数を80年まで長寿命化し、費用を平準化した結果、建替え時期を遅らせることができ、30年スパンでは費用を削減する試算によるためと回答を得た。確かに費用削減は重要ではあるが、昭和30年代に建築された校舎を建替えず改修工事のみで耐用年限を80年に延伸することが、安全性の観点及びライフサイクルコストの観点からも妥当なのかは疑問が残る。 したがって、今後10年間に耐用年数が65年を超える建物については、一律に耐用年数の延伸をするのではなく、安全性及びライフサイクルコストの観点を鑑みながら建替えも含めて、個別具体的に検討することが必要であると考える。	建替え対象の選定には、老朽化状況と共に、今後の長期的な活用が見込まれる建物であることが条件となる。そのため、建替えを含めた検討も必要であるが、令和１１年度を目途に行う８～１１校程度の再編整備が一段落するまでは、安全性を確保しつつ、建替えよりも改修を優先し、既存の建物を長寿命化させることを目指している。	その他	財務課

令和３年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：公有財産の維持管理等に係る財務に関する事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項 目	概 要			
資産類型別計画の検討結果について（埼玉県警察施設マネジメント方針）【報告書58ページ】	【意見9】長寿命化計画による将来の財政負担の平準化及び耐用年数の延伸についての試算結果を計画に盛り込むべきである。 本計画では、取組方策として、財政負担の平準化及び耐用年数の延伸を挙げ、試算結果をまとめて効果額の測定まではできているが、これらを計画に盛り込んでいない。本計画の策定の目的である「施設の効果的・効率的な維持管理と将来の財政負担の縮減・平準化を実現する」ために、将来の財政負担の平準化及び耐用年数の延伸についての試算結果を計画に盛り込むべきである。	令和４年度から、老朽化の著しい警察署に対して計画的な長寿命化対策を行い、改築年を50年から65年に延伸している。延伸することにより、財政負担の平準化を図っている。なお、令和４年４月、今回の計画策定時（令和４年度中）に試算結果を盛り込む方針を決定した。	対応済み	施設課
資産類型別計画の検討結果について（埼玉県橋りょう保全計画）【報告書63ページ】	【意見10】現状の埼玉県橋りょう保全計画において新技術の開発・導入に関して言及すべきである。 「インフラ長寿命化基本計画」にあるように、新技術の開発・導入に伴うコスト削減効果の全体のコスト削減効果に占める割合はますます大きくなる可能性があり、新技術の活用に対する取組について本計画の中で積極的に言及するべきである。 なお、この点について、県土整備政策課から、新技術の開発・導入に関する検討を行っており、令和４年度中に改定する計画に記載予定と説明を受けた。	令和５年４月に改定した埼玉県橋りょう保全計画において、点検や修繕に際して新技術を活用し効率化を図っていく旨を記載した。	対応済み	県土整備政策課
資産類型別計画の検討結果について（横断歩道橋維持管理計画）【報告書72ページ】	【意見11】横断歩道橋維持管理計画に横断歩道橋の撤去の視点も入れるべきである。 県では横断歩道橋の利用度調査などは行われていないとの県の回答から、現状においては、事業等に伴う撤去以外のケースで県側からの積極的なアプローチで横断歩道橋の撤去が行われるケースはあまり存在しないと推察される。そこで、横断歩道橋の今後の利用可能性も考慮し、撤去そのものを行うこと、そして撤去を視野に入れたライフサイクルコストの算定については、今後検討すべき課題であると考ええる。	横断歩道橋の個別施設計画に撤去の項目を追加し、撤去を視野に入れたライフサイクルコストの算定を行うため、令和４年８月から令和５年３月まで個別施設計画を改定する業務を実施した。 そのため、令和５年４月からは、撤去の項目を追加した個別施設計画を運用している。	対応済み	道路環境課
資産類型別計画の検討結果について（門型標識維持管理計画）【報告書80ページ】	【意見12】計画を更新する際には、施行予定年度の開始前までに庁内共有も終了するべきである。 本計画は、平成28年９月に策定され、計画期間は平成28年度から令和２年度までの５年間の計画となっている。その後は、令和３年度から令和７年度までの５年間の計画となっており、令和３年度からの計画は、令和２年度の後半に計画を策定することになっている。 しかし、令和３年度からの計画は案として作成はされているものの、現在、庁内で本計画の中身を確認している段階とのことであった。施行予定の年度開始までに庁内共有も終了するべきである。	今後計画開始時点で庁内共有も終了できるよう、計画作成課においては庁内共有のスケジュールも踏まえて計画作成を行い、共有の対象課においては、速やかに確認を終了するよう関係課所で共有を図った。	対応済み	財政課 行政・デジタル改革課 管財課 道路環境課
資産類型別計画の検討結果について（門型標識維持管理計画、道路標識（F型、逆L型）維持管理計画）【報告書82,107ページ】	【意見13】設置年月不明なものにつき、標識の定期点検に加えて日常点検を実施することにより、標識の健全度の把握に努めるべきである。 道路標識において、一般的な耐用年数があると考えられ、一定年数経過時には、標識の取換更新が必要と考えられる。 しかし、道路標識台帳によれば、設置年月が不明なものが散見される。 これらについては、定期点検に加えて、日常点検を行うことによって、健全度を把握し、更新の検討を行うことで落下等のトラブルを防止すべきである。	令和４年３月、落下等のトラブルを防止するため、定期点検に加えて、日常点検を実施することで健全度を把握する運用に改めた。	対応済み	道路環境課

令和３年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：公有財産の維持管理等に係る財務に関する事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項 目	概 要			
資産類型別計画の検討結果について（道路照明施設維持管理計画、道路標識（F型、逆L型）維持管理計画）【報告書93, 107ページ】	【意見14】道路照明灯台帳・道路標識台帳への更新権限IDの付与に関するルールを明文化するべきである。 道路照明灯台帳・道路標識台帳への更新権限は道路環境課にて管理しており、各地域機関が台帳の更新を行う際に、道路環境課に申請する。その都度、道路環境課が更新権限IDを貸与し、各地域機関により更新が行われる。なお、不正防止の観点から道路環境課の担当者が更新箇所の確認を行っている。 このルールは明文化されておらず、適正なID管理のためにも明文化するべきである。また不正防止のため更新権限IDのパスワードの変更頻度についても利用頻度に応じて、見直しを検討することが望まれる。	適正なID管理のため、道路標識台帳への更新権限IDの付与に関するルールを明文化した。 また、不正防止のため更新権限IDのパスワードの変更頻度についても利用頻度に応じて、見直しを図った。	対応済み	道路環境課
資産類型別計画の検討結果について（道路照明施設維持管理計画、道路標識（F型、逆L型）維持管理計画）【報告書94, 107ページ】	【意見15】道路照明灯台帳・道路標識台帳における重要な記載事項を漏れなく入力すべきである。 道路照明灯台帳・道路標識台帳にて修繕の記録などを残しているが、緊急輸送道路指定の有無、通学路指定の有無やゆるみ止め対策の有無について空欄となっている台帳が散見される。当該項目は、修繕の優先順位にも影響を及ぼす項目であると思われる。 情報不足が見受けられる台帳について、道路環境課から各県土整備事務所に修正を依頼しており、今後も台帳登録時にエラーチェックを行い、登録すべき内容を漏れなくシステムに反映していく方針であるとのことであるため、引き続き、漏れなく入力するよう努めていくことが望まれる。	情報不足が見受けられる台帳は、既に各県土整備事務所に修正を依頼している。また、新規に台帳登録する際は、登録すべき内容を漏れなくシステムに反映するため、エラーチェックを行うよう改めた。	対応中	道路環境課
資産類型別計画の検討結果について（舗装長寿命化計画）【報告書103ページ】	【意見16】舗装長寿命化計画の見直し時に個別事象を加味した修繕費の把握に努めるべきである。 県は、本計画の実行により50年間で総額3,240億円の修繕費になると試算し、計画を実行しない場合に比べて616億円の費用削減効果を見込んでいる。本計画の修繕費総額について、県は道路全体を交通量ごとに分けて劣化シミュレーションを行い、平均ひび割れ率が大きく変動せず、修繕費が少額で済む修繕間隔を試算して求めており、具体的な道路ごとの短期修繕計画はあるが、道路ごとの修繕費を把握していない。 これについて、県としては、道路ごとの修繕費を試算し計画に反映させるためには、道路ごとに異なる地盤条件や損傷度についても詳細に調査を行う必要があり、そのためには莫大な費用と時間がかかることを理由としている。道路は、各道路が単一で機能するというよりは、あらゆる道路が複合的に機能し、県民の利用に役立っていると考えられるため、県が行った道路全体を交通量ごとに分けて修繕費のシミュレーションを行うことは重要であると考えるが、本計画の修繕費総額の妥当性を立証するためには、道路ごとの個別事情も勘案することが重要である。 よって、定期点検が一巡するごとに表層の使用目標年数や劣化予測式を検証した上で、個別事象を加味した修繕費の把握に努め、本計画の修繕費総額の見直しに役立てることが必要と考える。	令和４年３月から見直しに必要となる条件について検討を開始した。	対応中	道路環境課

令和３年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：公有財産の維持管理等に係る財務に関する事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項 目	概 要			
資産類型別計画の検討結果について（埼玉県における砂防関係施設長寿命化計画）【報告書135ページ】	【意見17】計画の大部分が当該年度に支出されず、翌年度へ繰越される状況が続いており、計画に則った当該年度内での長寿命化の遂行が望まれる。 計画開始から２年間に渡り計画の大部分が当該年度に支出されず、翌年度へ繰越されている状況が続いているため、計画に則り、当該年度内での長寿命化の遂行が望まれる。	令和4年3月に「埼玉県における砂防関係施設長寿命化計画」について、修繕を主とする計画に改築又は更新及び除石を加え、維持管理全般の方針を示す計画に変更した。この中で、施工期間についても、これまでの施工実績等を踏まえ見直しを行った。併せて、地域機関に対し、計画変更及び計画に則して遂行することについて周知した。	対応済み	河川砂防課
資産類型別計画の検討結果について（交通安全施設管理計画（信号機））【報告書153ページ】	【意見18】長寿命化計画による費用の抑制額及び平準化額についての試算結果を本計画に盛り込むべきである。 長寿命化計画による費用の抑制額及び平準化額が平成30年４月の計画策定時には試算されておらず、令和３年度に試算している状況である。長寿命化計画によりどの程度の費用の抑制や平準化が見込まれるかは重要な情報であり、その情報が欠けている状況では十分な長寿命化計画とは言えないと考える。 よって、長寿命化計画による費用の抑制額及び平準化額についての試算結果を、本計画に盛り込むべきである。	令和４年４月、令和３年度に耐用年数に応じて順次更新した場合と更新数を一定にした場合との差額を算出したことから、次の計画策定時（令和９年度頃）に「更新数の平準化による抑制額」として、盛り込む方針を決定した。	対応済み	交通規制課
資産類型別計画の検討結果について（交通安全施設管理計画（信号機））【報告書155ページ】	【意見19】交通安全施設管理計画（信号機）の実施状況に遅れが認められるため、計画の見直しを含めた対応を検討すべきである。 本計画の実施状況が３か年の平均実施率で58.4%、令和元年度と令和２年度においては50%程度となっている。これは、オリンピック等の開催に重点的に取り組んだためであり、令和３年度の平均実施率は80%程度の見込みであること及び計画の見直しに向けた調整を開始したと説明を受けている。 オリンピック等の開催という特殊事情は理解できるが、計画の実施状況は実施率の状況から遅れていると考えられるため、計画の見直しを含めた対応を検討すべきである。	更新計画については、車両用灯器の更新を令和８年度及び令和９年度、歩行者用灯器の更新を令和５年度から令和９年度までの間に具体的な更新数を示す（以前は「点検結果による不具合分の更新」としていたもの）とともに、信号柱の更新数を令和７年度から令和９年度までの間に令和６年度以前までの更新計画数と同等数に増加して実施するよう令和４年７月に交通安全施設管理計画（信号機）の見直しを行った。	対応済み	交通規制課
資産類型別計画の検討結果について（埼玉県下水道局ストックマネジメント計画）【報告書173ページ】	【意見20】事業の効果発現は概ね目標どおり達成できているが、予算がその年度にすべて執行できず、翌年度への繰越が発生している。 下水道工事は降雨の少ない渇水期（11月から５月）に汚水を抜いた状況での施工が必要であり、汚水を抜いたところ、想定以上に劣化が進行し工事範囲の変更が必要となるなど、下水道特有の現場特性により工事が長期化する傾向にある。このように制約の多い中でも、より早期に工事を発注するよう、工事の設計を前倒しで行うなど改善に取り組んでいるが、年度内に予算執行を行うよう、今後も継続して改善に取り組むことが望まれる。	下水道工事等の発注方針を局内に周知し、工事の設計を前倒しで行い、年度内に予算を執行できるよう、改善に取り組んでいる。	対応済み	下水道事業課

令和３年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：公有財産の維持管理等に係る財務に関する事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項 目	概 要			
公有財産管理システムについて 【報告書175ページ】	【意見21】組織的なシステム運用が行えるように、より適切な内部統制の整備運用を推進すべきである。 県は公有財産管理システムの運用全般に係る運用マニュアル等はあるが、各部署においてシステムへの入力漏れが散見されるケースや、パスワード管理等が各部署の担当者任せとなり定期的な変更が実施されていないこと等、県全体として組織的に適切なシステム運用がなされているかの確認が不十分であると考えられる。システムへの入力漏れがあると、公有財産管理が適切に実施できないことや正確な財務諸表を作成できない可能性があり、また、パスワードが変更されないと、不正アクセス防止や情報流出防止等のリスクを軽減できない可能性がある。そのため、システム入力漏れが発生しやすい事例や、パスワードの定期的な変更について、県全体に改めて周知し、運用マニュアル等に準拠した組織的なシステム運用が行えるように、より適切な内部統制の整備運用を推進するべきである。	令和４年３月の財産取得報告の通知より、過去の報告漏れに対する注意喚起とパスワード変更を記載し、周知した。	対応済み	管財課